

## 会議概要（各委員の主な意見）

### 【委員】

・確認したい点がある。

今回、DV防止計画と困難女性支援計画を一体化するとのことだが、DVの被害者支援は困難女性支援計画の中に含まれるということでよいか。

それともDVをとにかく特化して、1つの柱を立てるという方針になっているのか。

（事務局：DVの被害者支援は困難女性支援計画の中に含まれる、という整理である）

今回の新計画案がDVに偏っている印象があるため、その部分を整理して施策や取組を検討していただければもう少し分かりやすくなるかと思われる。

・困窮女性には様々な背景があるが、その女性の精神発達の問題から妊娠の問題に繋がることがある。そしてそういう背景があるからこそ、医療、福祉、保健になかなか繋がらずに危機的な状況になっていくことがある。

・若年層において予期しない妊娠の相談が多いが、三重県ではDVと性被害と妊娠SOSと3つの窓口を一括した体制を取っている。これは全国で数件しかない取組だが、窓口を一緒にしてDV、性被害、妊娠と関連付けていることは素晴らしいところ。

・お金が無いから予防が出来ないような、妊娠を防ぐ方法が取れないほど困窮している女性がいる。そして妊娠したとしてもどうすることもできないほどお金がない女性もいる。そういうような女性たちからの相談が多い。結果として妊娠後期まで誰にも言えないまま放置されることとなり、すると生まれてくる子どもの福祉の問題がすごくなおざりになる。

だがこれは女性だけの問題ではなくて、そこを支える人がいないことも問題。家族関係の希薄さと言われるような背景が存在しているように思う。よって、女性が困難な問題を抱えるという中で、女性だけではない原因で困難さを抱えさせられることがある。

・性風俗に従事される方たちの妊娠の問題が結構多い。それらの方々は生活困窮であることが多く、またはホストに依存する等により生活が成り立っていないことが多い。

・SNSのLINE相談で意外に多いのが、妊娠するかもしれないという妊娠不安。若年者に多い。

望まない妊娠等をどう防ぐか、予防するための知識を若い人に持ってもらうことが重

要になるので、政策としてどう検討するかが大事。

- ・SNS相談を受ける側のスキルには特徴的なところがあるので、そのトレーニングをしっかりとっていただきたい。

- ・資料4-1について。

2つ目の「安心して相談できる体制づくり」は重要なことだが、海外では相談と支援はセットになっており、実際の自分の相談対応の中でも、相談だけでなくどこも繋がるかということを考えながら対応しているくので、出来れば「相談」だけで区切らないほうがよい。

4つ目の「困難女性の自立を支える体制づくり」についてだが、例えば「妊娠をしてしまったが誰にも言えず、妊婦健診を受けていないし、母子手帳をもらえていない」という状況があった場合、妊婦の自立も考えなくてはならないとは分かっているが、実は自立支援というステージは大分後半だと考えている。当事者の置かれている状況と乖離しているため、この表現だと負担感を持つ女性がいるかもしれない。

5つ目の「関係機関と連携した支援体制づくり」について、「連携による実質的な支援」と書いていただいた方が、イメージが付きやすいと思う。

#### 【委員】

- ・福祉事務所のDV相談窓口について、もっと秘匿性を確保してほしい。

- ・手当について。前年度所得を元に計算されるが、前年度は収入があっても、手当の申請に来たその時点では困窮状態なのに手当がもらえない場合がある。

- ・困難な問題を抱える女性は、自分の困難を表現できない人が多い。そういう方からどのように話を聞くかということ、やはり安心して相談できる場所が必要になる。

- ・児童相談所は児童の問題だけ扱うが、親の問題については扱わない。その通りなのだろうが、そう言われてしまうと対応出来なくなることがある。子どもの虐待とDVは別だと言われることがあるが、それは違うと思っている。児童虐待はDV。子どもの問題を通じて、その背景にある家族の問題を切り離さずに連携していくことが子どもを大切に扱うということだと思う。色々な関係機関が連携しないと、道は開かれていかないのではと思う。

- ・困難女性の問題は、精神の問題に関わりが多い。PTSDとかトラウマ等により、何でもない表現でパニックになったりすることがある。DV家庭や虐待のある

家庭に育った子どもたちは、小さくても心の問題を抱えているので、色々な関係機関が1つの案件に対して関わることがとても大切じゃないかと考えている。そういうことも施策の方針の中に踏み込んでいただきたいし、どのように連携していくかということについて、柔軟に考えていただきたいと思っている。

#### 【委員】

・日頃の診療で出会う方々の中で、先程から挙がっているような状況の方は非常にたくさんいる。

例えば18歳になって児童相談所からの手が離れて、そのまま東京のト一横に行って、彼氏が出来て、そこで色々あってどこかの病院にかかって、また東京行って、というようなものであったり、それこそ風俗とかSNSで知り合った男性に高校生とかでも貢いでしまって、というようなものであったり。貢ぐためにアルバイトをして、気が付いたら妊娠していて、親にも言えずに妊娠後期になってしまって、というような状況を告白してくる等。

・何とかして繋がる努力、関わり続ける努力が必要で重要であるが、難しいところ。どこかのネットワークに引っ掛ければ。だからこそ各関係機関が関連し合うことが大事であると考えている。

・より良い支援となるように、支援者の支援というものが必要。

#### 【委員】

・確認したい点がある。

「居場所」という言葉がよく出てくるが、どういうものを居場所として想定しているのか。

(事務局：心のケアとか意思疎通ができる交流ができる場所というものを居場所の1つとしてまずは考えている。もう1つは、シェルターのような、支援されるべき人の安全安心を守る場所)

・次に確認したい点は、資料3-3の6ページのアンケート結果について。これは困難な問題を抱える女性が答えたものか。

(事務局：DVを受けた方も受けていない方も答えたものである)

DVを防止するために「加害者に対する罰則を強化する」という回答が多かったとい

うことだが、DVに関係していない人が答えるような答えのように感じた。加害者に対する罰則ということについて、パートナーが加害者であった場合、罰則によって逆に自分にまた被害が生じると思われたりするのでは。DVを受けた本人からこういう答えはあまり出ないように感じるが。

・自分たちは民間団体でいわゆるこども食堂だったり、ユース支援の居場所だったりをしているが、居場所と言っても色々存在する。所謂コミュニティと呼ばれるような、色々な人たちが集まってわいわいご飯を食べるといった場所もあれば、1人1人と関わって少人数でじっくりその家庭を支援していくというところもある。だからそれらをひとまとめにして、一口に判断をすることは難しい面もある。例え小規模であったとしても、その地域にとってはとても大事な居場所であったりもする。

今回の資料の上で、多くの民間団体が人材や資金等の面での困難や脆弱さを抱えている、というようになっていて、それでいて矢印で「民間団体による支援活動の特徴を生かして、行政と民間団体が協働しながら」と繋がれているが、ではそういった脆弱さを抱えている団体と行政はどのように協働していくのだろうか、と思う。例えば民間団体がしっかり活動できるように、県が資金面とか体制面での支援を行う、サポートする、ということであれば理解出来るが、そういう点でこの表現は少し違うのでは、と思った。

・居場所と言ってもただ場所があればいいわけではなく、そこに誰がいるとか、どんな交流があるか、というようなところが一番大事だと思っている。

そしてその居場所で色々なことが起こっているのだが、例えば、彼氏とのセックスで避妊に失敗したとか、ピルを飲みたいけれど親が許してくれないとか、そういう妊娠不安の話とか。

自分たちは、そういったことをどこに繋げていくか、というようなところで結構迷っている。例えばひとり親家庭への支援でその家庭が生活困窮だったら、まずは福祉事務所に繋がろうとするが、やっぱり行きたくないとか、そこですごく嫌な目に遭ったとか、ということがあったりして、その要因として、支援が受けられる場所に出向いて行って、全く知らないその職員に、自分のことを全部ありのまま言わなければ支援が受けられない、ということが前提であるわけで、その場所に自分から出向いて行って話す、ということはなかなか難しい。そういう時に同行したり、支援してもらえる人に出向いてきてもらって相談所みたいなものを開いてもらったりとか、いろんな方法を使って公の支援に繋がろうとしているが、それでもなかなか繋ぐことが出来ないというような状況になっている。

そういう時に話せる誰かがいることが大事であり、そういう人がいる場所、というのが大事だと思っている。

・自分も支援者へのケアはすごく大事だと思っている。すごく状況が苦しい方と関わることがあるが、その人への支援において、仕事であれば、例えば支援計画があって、職場に帰ったら報告をしてとか、では次はどうしていこうか、というようなやり取りがあると思うが、自分たちはそれが出来ない。ほんの数人の仲間たちと共有してこうやってみようか、というような話をしながら日々対応している。そういう状況の中で、他の機関と連携できるというのは自分たちにとってとても大事なこと。

一方で、民間ボランティア団体であることから、なかなかそういう連携に混ぜてもらえないということも当然ある。「対等な立場で」という文言があるが、それがどこまで出来るのか、と思うところはある。活動で色々と苦勞することもあるが、そういうことが起きてきた時にどういう風に連携出来るのか、自分たち民間団体は悩みながら活動している状況なので、私たちの民間団体と協働ってというのはどういうイメージなのか、思うところがあるので、そういうようなことを今日のようなかたちで皆さんと話ができたらいと思う。

#### 【委員】

・資料 4-1 について。方向性は分かったが、今後もっと具体的なかたちになるのか？

(事務局：本日の皆様からの意見を参考にしながら、中間案でより具体的な施策に落とし込んで、次の 11 月の会議で皆様方にお示しできればと考えている)

・自分も DV に寄ってるという印象を受ける。重要なことなので、困難な問題を抱える女性の主な問題として、方向性の部分に、もっと妊娠のことを明記してもらえばよいのでは。

・母子生活支援施設は DV のシェルター的な感じで使っていただくことが多い。母子生活支援施設は母子を支援するっていう位置付けではあるものの、ここ 20 年ぐらいは DV で使われていることが多い。

・先程から話に出ているような、精神的な課題を抱えた方への対応等において、色々な関係機関の連携はマストになってきている。まずどこかの支援機関に繋がるのが大事。そして、繋がり続けるということがやはり理想とも思う。

・先程の対馬委員のご意見にもあったが、活動の中で支援を続けることに困難が生じたら、連携のためにまずはこちらに連絡してもらっては、と思う。この会議がそういうきっかけになれば、とも考えている。

・相談に行く場所は市町の窓口が多いと思うので、各市町が連携して行って、そして民間にも繋がっていくという動きができるような、具体的な計画にぜひしていただきたいなと思う。

・自立は遠いという話が出たが、本当にそれは感じていて、まず安心安全で住める場所を確保すること、そしてそこで繋がった人間関係を軸にして、そこから初めて自立支援に向かっていけるかと思うので、非常に時間がかかると思っている。

#### 【委員（補足）】

・今、母子生活支援施設の紀平委員がお話いただいたので補足したい。

中核を担うのが女性相談支援センター、女性相談支援員、そして女性自立支援施設の3機関となっているが、母子生活支援施設も非常に大きな役割を果たすと思っているので、三重県としては母子生活支援施設もぜひここに入れていただいて、連絡を取っていくことが望ましいと思う。

#### 【委員】

・支援者への支援について。最近、DV支援の関係で、DV加害者である夫からの攻撃はひどくなっており、件数も増えてきている。今まで弁護士はその攻撃対象にならなかったが、最近はその対象になってきている。特にインターネットSNSを使った攻撃が非常に深刻。業務妨害といえるようなこともやってきているし、例えばDVから逃げるために子どもを連れて避難した母親が告訴され警察の捜査が入り、その母親を支援している弁護士についても共犯だということで捜査が入るといことが本当に起きてきている。だから、そういった業務妨害にどう対応していくかということも、検討していけたらいいかと思う。

大事なことは「誰を支援すべきか」であって、「大事にすべき価値感は何か」ということを改めて共有することであって、自分が今受けてる攻撃というのは不当なものであって、これに屈するということはいけないことであり、それがなされないと、結局被害者を被害を受けたままの状態にしてしまうということに繋がってしまう。

民間団体はやはり守られていない部分があると思うし、そのような攻撃からどのように団体とか弁護士個人を守るかということを協議されていけば、それが結果として被害者の支援にも繋がるように思っている。

恐らく行政も同様で行政職員個人に対する攻撃もすごくあると思うので、それをどういうふうにケアするかということも大事だと思っている。

・離婚することにより相手との関係が法律的に切れるため、その後の支援を続けていく中では、困難な女性の問題解決にとって大切だと思っている。そして離婚の問題を進め

るにはまず相手と離れるということがすごく大切。

施設利用というのはハードルが高く、他に方法が無くて、もう施設に入るしかないところまでいかないと、施設に入るという選択をしないものである。だがその状況まで行く前に、色々な選択肢があるということを知っておくことは大切だと思っていて、そのための支援施策というものが何かあればいいと思っている。

例えば、空き家バンクとか住宅セーフティネット制度等の家の確保に関する施策に入れていただけたら。

・離婚するにあたって、特にDV被害を受けている女性にとっては、離婚を進めるためには弁護士はもう必須だと思っているが、それでも多くの方が弁護士というのはお金がかかるものと思っている。弁護士をつけることで、初めて被害者の方は安心を手に入れることが出来る。弁護士をつけずに離婚することは本当に困難だと思っている。だから、DV被害を受けている方は離婚のための弁護士はもう必須だと思っていただいて、どんどん弁護士をつけよう、弁護士に相談しよう、という風に進めていただきたい。一方で弁護士費用を出来るだけ本人に負担がないように進めていくということも大きい問題だと考えていて、基本的には国が弁護士費用を援助すべきだが、県や市町等、自治体からも国に対して要望してもらおうと、より国の政策も進んでいきやすいのでは、と考えている。

#### 【委員】

・女性相談支援員の現状について。

女性相談支援員は、県や市町村で採用してもらっている会計任用の職員だが、DV相談対応の際に危険な目に遭うことがある。亀山市としては、そういうことを踏まえて氏名は名乗らないことになっているが、この運用が市町によってばらつきがある。危険な目に遭うことは離職にも繋がりがえることだと思うので重視してほしい。

また、自分たちはほとんど一人で仕事をしているような状態であり、職場でなかなか相談に乗ってくれず、悩むことがある。

また、一時保護のことでも悩むことがあり、特に経験年数が浅い方は、支援の見立てを立てることが難しい場合がある。県への要望となるが、一時保護に関する研修をぜひしてほしい。支援員は、支援対象が発達障害の子どもであったり、精神疾患を抱えた母親であったりして、どこまで受け入れてもらえるものか悩み、非常に苦労している。日々悩むことが多く、相談も出来ない状況にあるので、ぜひスーパーバイズしてもらいたい。

#### 【委員】

・受け入れ先について、連携の上ではまず女性相談支援センターを通していただけたら、入所に繋がることもあるかと思う。

施設は電話の制限があったりして、色々を守るルールもあるが、一旦は見学してもらったり、女性相談支援センターを通して相談してもらったりしてもらえば、と思う。

#### 【委員（補足）】

・支援対象とある程度の関係性が出来ていればよいのだが、そうでないことも多くなかなか上手く繋がらないことがある。また、仮に繋がったとしても、この施設は嫌だ、と出て行ってしまったケースもある。だがとにかく、まずはその連携を日頃から行うことが大事かと思う。

#### 【委員】

・伊賀市の福祉事務所の実績について。令和4年度は実相談人数が199人、令和5年度が184人と、全体の傾向と同じような水準で推移している。内容は離婚問題が一番多く、半分以上を占めている。最近の相談の傾向として、夫から暴力を受けた場合、警察へ同行している。女性相談支援センターで保護されるようなケースはしばらく無いように聞いている。また、面前DVが増加していることも1つの傾向であると思っている。

・女性相談窓口の認知度が低いという結果があったが、実際のところ、伊賀市ではほぼ毎日新しい方が来ているような状況なので、多いように感じていたが、といった印象。

・伊賀市では、こども家庭センター機能を持った課を新設した。妊娠期から出産育児、それから子ども、1人親家庭に関すること、子どもの発達に関すること、それを1つの課で所管することによって、複雑な相談を持たれた方にも対応できるような体制を整えた。

・困難事例については要対協を組織しているが、市内地域を超えた部分については、県の方でその連携を支援したり、職員等への研修をしたり、そのあたりの充実をしてほしい。方向性でいうところの5つ目の部分で、関係機関と連携した支援体制づくりのところ。

#### 【委員】

・フレンテみえの相談の現状について、その相談内容は、暴力、DVに係るものが多い。主訴がDVや暴力でなくても、いろいろ家族問題とか夫婦問題等を聞いていく中で、その背景や要因には暴力があったりするため、やはり全体的に暴力に係る相談が多いというのが現状。

・相談の年齢層は結構高く、40代50代がとても多くて、20代30代はちょっと少なめ。

この辺の周知や広報をどういう風にしていけばいいのか、検討しているところ。

- ・電話相談の中で、面接につなげたほうが良いと思われる内容のものや、向こうから面接相談を依頼されるものもある。他には女性の臨床心理士さんとか、あと女性の弁護士さんによる法律相談も実施している。

- ・弁護士相談については、無料で相談が出来るということもあり、DVとか離婚の相談等が多いが、1つの相談内容で1回というルールになっている。そこから先にさらに相談したい時はご自分で、という風になっている。中には、同じ離婚で1回相談したらもう相談出来ないの、ちょっと内容を変えて、という方もいる。

- ・ただ、フレンテみえには保護機能が無いため、保護が必要と判断される際は、関係機関の方に連絡をして、保護につなげていくというかたちを取っている。

相談員から聞いた相談の中では、明らかに家に帰らない方がよいと思われる相談内容であっても、相談者の意思で帰っていく方が結構いる。色々な方法を提案しながらもやはり帰るとなると、帰した後には相談員はどこに繋がたらよかったのか、と考えさせることもある。

- ・精神的なDVをDVだと認知していない方が多いので、フレンテは啓発や研修を実施していることから、そういう面をどのように伝えたらいいか、また考えていきたい。

- ・フレンテとしては出来るアウトリーチを検討していきたい。学校での啓発のような、早い段階での啓発も考えていきたい。例えば学校向けのプログラム等のような。一緒に相談して進められたら、という風に思っている。

- ・関係機関との連携は大事であり、もっと深い繋がりも大事なのでは、と思う。もっと交流していきたい。

#### 【委員】

- ・警察には、幅広い年齢層の方が様々なかたちで相談に来られる。相談内容についても、いわゆる身体的な暴力、それから尊厳的なものまで、様々な相談が寄せられているところ。

- ・警察としては、被害者の方の安全確保が最優先であり、早期対応を心がけている。

#### 【委員】

・DV被害者支援は緊急対応が必要なことであるので、非常に大事な話かと思う。ただ、困難な問題を抱える女性への対応は非常に幅広くしていかなければならないことであるので、ぜひその辺を常に意識しながらこの計画を作っていたいただきたいと思います。

・社会福祉協議会としては、生活困窮者に関わる機会が多い。生活福祉資金というものがあり、生活を支えるためのお金を緊急にお貸しするという制度だが、その要素として、ひとり親家庭に関わることというのが非常に多い。生活費に困っている方が多く、その原因となるのが、DVであったりするし、それから精神疾患を持ってみえるといった方々がやはり非常に多い。

資料4-1にあるような、自立支援のための体制づくりとか、基盤を確立するための支援とか、こういったことが大事。また、居場所づくりや心理的支援、そして外国人、障害者、高齢者の方々への対応、こういうことはすべて非常に大事だと思うので、ぜひ充実をお願いしたい。

・社協の窓口に挙がってくる方々、これらの方々はその支援の俎上に挙げた方だが、ごく一部だと思っている。普段考えているのは、この他の水面下に隠れてる方々がどれだけいるのかということ。何倍何十倍と実は思っている。これらの分母をこれから減らしていくのが県の方だと思うので、そのためには川上にさかのぼっていただいて、未然防止、相談、一時保護等、こういったところに力を入れていただいて、その分母そのものを減らしていくということをしていかなければならないのでは、と思っている。

そのためにこの計画は重要となるが、この計画がお題目にならないためには、予算化が必要であり、予算化するためにはこの基本計画に書いてあることが大前提になるため、是非ともこの川上の部分、分母を減らしていくという部分でエネルギーを注いでいただきたいと思っている。

#### 【座長】

・現在三重県では「性暴力の根絶を目指す条例（仮称）」検討懇話会が進行中である。そちらとも是非一体化しながら、施策の予算化をお願いしたいと思っている。

中身については現在検討中だが、恐らく性暴力の中に、配偶者等性暴力や若年者や子どもへの性暴力も含まれるので、その部分においても困難女性とリンクすることになると思う。ぜひ部署を越えて、一体化して協力をしていただきたい。

教育の分野においても、生命（いのち）の安全教育や性教育等にも言及していくことになると思うので、困難女性と関連付けが出来るかと思う。

・よりこにおいては、弁護士相談は初回無料になっていて、それから三重弁護士会の犯罪被害者支援センターでも弁護士相談も1回は無料になっている。そういうものを組み

合わせていくと、何回か弁護士相談を無料にさせていただくことが可能になるので、ぜひ活用してほしい。また、よりこは臨床心理者のカウンセリングも対応しており、5回は無料で受けていただける仕組みも持っている。

基本的によりこの相談員はアウトリーチであるため、どこへでも出かけていくが、ただ保護ができないという点がある。例えば、問題行動のある18歳未満の子どもが児童養護施設に入れないという場合において、その子どもをどうするのかという問題や、18歳19歳とか、その辺りの若年層の子どもたちが性暴力被害に遭って、東京や大阪に行って帰ってこないというような現状もある。そういう子どもたちの居場所・シェルターというものは、必要だと感じているので、三重県で保護して、支援をしながら、自立や社会参加をしていくような仕組みをぜひ三重県で作ることができるとご検討いただきたい。

#### 【終わりに】

・政策方針としての資料4-1について、大まかなところはこれでよいという形で、あとはその文言の修正をお願いするという前提で、細かい施策や具体的な施策については、次回の会議に持ち越すという形になるが、基本的にはこの大きな目指すべき方向性については5点という形で進めさせていただいてもよろしいか。

DVに偏らないということ、それと文言の修正を検討いただければ。

・具体的な施策については、恐らく各委員で要望等があると思うので、ぜひ丁寧に吸い上げていただきたい。出来るか出来ないかは別として、こういう施策が必要だということを、ぜひ県の方たちにもご理解いただきたいと思うので、次の会議までに一定期間の猶予を設けていただいて、アンケートのような形で吸い上げていただけるとありがたい。